

[事案 29-203] 新契約無効請求

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたこと等を理由に、契約を無効とし、円払込額の一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に銀行を窓口として契約した 2 件の外貨建個人年金保険について、年金の合計額は、年金原資（豪ドル建て）の 110%が最低保証される内容であるにも関わらず、募集人から日本円で 110%が保証されるとの虚偽の説明をされたことから、契約を無効とし、円払込額の一時払保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

募集人が、申立人の主張するような説明をした事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。